

福岡県公報

令和2年4月3日
第91号

目次

告示(第349号-第353号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) …………… 5
- 土地改良区の合併の認可 (農村森林整備課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬務課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) …………… 6
- 福岡県営名島運動公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 7
- 福岡県営春日公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 7

教育委員会

- 福岡県指定名勝の指定解除 (教育庁文化財保護課) …………… 7

- 福岡県指定無形民俗文化財の指定解除 (教育庁文化財保護課) …………… 8

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 8
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) …………… 8
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 8

公安委員会

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …………… 9

海区漁業調整委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (漁業管理課) …………… 10

告示

福岡県告示第349号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月福岡県告示第314号福岡広域都市計画下水道事業宗像公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称

宗像市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業宗像公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年10月17日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成27年3月福岡県告示第314号の事業地に、次の区域を加える。

宗像市 大字江口、池浦、吉田の各一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第350号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字櫛原721、725の2、726、728

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年8月16日農林水産省告示第909号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第352号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字岩屋468の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字岩屋705の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第353号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市柏原公民館等複合施設改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡市南区柏原四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると

判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は令和元年度（平成31年度）一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市南区柏原四丁目地内において、福岡市柏原公民館（以下「柏原公民館」という。）及び福岡市立柏原老人いこいの家（以下「柏原老人いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。

柏原公民館は、平成4年度に建設された公民館で、現行施設規模基準の公民館に比べて施設規模が劣っているほか、玄関に段差があり、自動扉やエレベーターも未整備であるなど、施設のバリアフリー化がなされておらず、福岡市福祉のまちづくり条例（平成10年福岡市条例第9号）の基準を満たしていないため、機能的に不十分であり、公民館活動に支障を来している状況にある。

さらに、柏原老人いこいの家は、昭和51年度に建設された軽量鉄骨プレハブ造の建物であるが、老朽化が著しい上に狭隘であり、柏原公民館と同じくバリアフリー化がなされておらず、また、同公民館と離れた位置に建設されているため、世代間交流活動等、地域と連携した活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効活用及び各施設の相互利用が図られることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、各種の社会教育活動及び高齢者福祉活動を積極的に推進することにより、地域住民に生きがいを提供し、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備えた柏原校区のコミュニティ活動の拠点施設として

、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備え、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市柏原公民館等複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（地域支援課）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市神在東五丁目429番1、429番4から429番24及び430番3並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目12番4号1F

株式会社総合住建

代表取締役 山崎 祥生

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町濱田字井釜口276番1、277番1、277番6、278番1、280番1、282番1、283番1から283番3まで、284番1、285番、286番1、字権明296番1から296番3まで、303番1、305番、308番2、309番8、309番9、312番1、312番4、並びに瀬高町太神字ライセ1469番1、1470番1、1471番1、1472番2及び1473番2並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部。

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市大和町塩塚1163番地

株式会社武末鉄工所
代表取締役 武末 幸久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字鶴306番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市千鳥三丁目2番2-402号
勝田 桂二郎

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

処分年月日	氏 名	登録番号	取消しの理由
令和2年3月24日	安東 晋次	4707	死亡

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、筑後川土地改良区及び大善寺北部土地改良区の合併を令和2年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 筑後川土地改良区は、合併後存続する。
- 2 大善寺北部土地改良区は、合併により解散する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド宗像店・（仮称）ニトリ宗像店
 - (2) 所在地 宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めること。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者の安全確保に十分配慮すること。
 - ・児童生徒の通学に十分注意すること。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等
 - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理すること。
 - ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めること。
 - ・資源物回収ボックスを設置すること（ボックスは市が貸与）。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行うこと。
 - (5) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。
- (6) 街並みづくり等への配慮等
- ・景観については、建築物等が宗像市景観計画に適合したものとすること。
 - ・屋外広告物については、設置前に許可を受けること。路上への設置は道路占用となり、これは基本的に許可できない。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで製菓衛生師法施行細則及び福岡県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則（令和2年福岡県規則第10号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の制定による覚せい剤取締法の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年3月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字の野字古森668番、669番1から669番3まで、670番1、670番5及び670番6並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市駅東二丁目4番17号
高原 久

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

給付される金銭の額を算定するための基礎となるべき金額、算定方法等を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県社会福祉法施行細則（昭和29年福岡県規則第61号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正及び地域保健法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第38号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年3月31日

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営名島運動公園

2 位置

福岡市東区名島二丁目

3 利用料金の承認年月日

令和2年3月31日

4 利用料金（令和2年4月1日以降）

野球場に附属する設備

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	2,300円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営春日公園

2 位置

春日市原町三丁目

3 利用料金の承認年月日

令和2年3月31日

4 利用料金（令和2年4月1日以降）

野球場に附属する設備

	区 分	単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	30分以内	7,500円
	60パーセント点灯		4,600円
	40パーセント点灯		3,000円

教育委員会

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第38条第2項の規定により、次のように福岡県指定名勝の指定が解除されたので告示する。

令和2年4月3日

福岡県教育委員会

名 称	指定告示	指定解除年月日
-----	------	---------

英彦山顕揚坊庭園	平成23年福岡県教育委員会告示第4号	令和2年3月10日
----------	--------------------	-----------

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第30条第5項の規定により、次のように福岡県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので告示する。

令和2年4月3日

福岡県教育委員会

名称	指定告示	指定解除年月日
博多松ばやし	昭和51年福岡県教育委員会告示第2号	令和2年3月16日
山田の感応楽	昭和51年福岡県教育委員会告示第2号	令和2年3月16日

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第40号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和2年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年4月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,666

福岡県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第

1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和2年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年4月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

629,163

福岡県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年4月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,804
北九州市小倉北区	50,836
北九州市小倉南区	58,332
北九州市若松区	22,904
北九州市八幡東区	18,813
北九州市八幡西区	70,203
北九州市戸畑区	16,272
福岡市東区	83,515
福岡市博多区	65,103
福岡市中央区	53,747
福岡市南区	71,518
福岡市城南区	34,685
福岡市早良区	59,031

福岡市西区	56,022
大牟田市	32,442
久留米市	83,382
直方市	15,712
飯塚市・嘉穂郡	39,349
田川市	13,181
柳川市	18,503
八女市・八女郡	23,153
筑後市	13,462
大川市・三潞郡	13,587
行橋市	20,276
中間市	11,882
小郡市・三井郡	20,445
筑紫野市	28,457
春日市	30,513
大野城市	27,192
宗像市	26,738
太宰府市	19,700
古賀市	16,230
福津市	17,811
うきは市	8,227
宮若市・鞍手郡	14,488
嘉麻市	10,746
朝倉市・朝倉郡	23,636
みやま市	10,593
糸島市	27,961
那珂川市	13,427
糟屋郡	61,647

遠賀郡	25,987
田川郡	21,784
京都郡	15,570
築上郡・豊前市	16,247

公安委員会

福岡県公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月3日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和2年5月4日 ~ 令和2年5月5日	福岡市の全地域
令和2年7月2日 ~ 令和2年7月16日	
令和2年7月18日 ~ 令和2年7月20日	北九州市の全地域
令和2年7月25日 ~ 令和2年7月27日	
令和2年8月1日 ~ 令和2年8月3日	
令和2年8月4日 ~ 令和2年8月5日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第65号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和2年4月3日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和2年5月4日 ～ 令和2年5月5日	福岡市の全地域
令和2年7月2日 ～ 令和2年7月16日	
令和2年7月18日 ～ 令和2年7月20日	北九州市の全地域
令和2年7月25日 ～ 令和2年7月27日	
令和2年8月1日 ～ 令和2年8月3日	
令和2年8月4日 ～ 令和2年8月5日	久留米市の全地域

海区漁業調整委員会

公告

海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年4月3日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 意見募集期間

令和2年4月3日から令和2年5月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ikenochoushu.html>) に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。